

家庭部門のCO2排出実態統計調査利用研究会 データ利用にあたっての条件・注意事項

令和4年9月22日 事務局

1. 利用規約の遵守(利用規約は別添PDFファイルを参照ください)

条	見出し	内容
第2条	管理	調査票情報(CDR)やダウンロードしたファイルは適切に管理して下さい。 申請者個人の誓約書に加えて、岩船先生名で研究会全体としての誓約書 も提出しています。
第3条	利用の制限	CDRからの生データを扱うことができるのは申請した利用者・利用場所に限られます。(利用目的の変更、成果公表時の留意点については後述)
第4条	作業委託	外部に作業委託しないでください。
第5条	依頼書の変更	所属や利用場所が変更になった場合は事務局にご連絡ください。
第7条	提供状況の公表	本研究会並びに皆様のお名前は、(独法)統計センターが運営する「ミクロデータ利用ポータルサイト【miripo】」に公開されます。
第8条	利用期間	CDRをお送りする際に連絡いたします。
第12条	利用後の処理	CDRは返却、中間ファイルは消去して下さい。
第13条	成果の公表	研究成果の公表が求められています。 学会の研究発表会、コンファレンス等で研究成果を発表して下さい。 継続メンバーで全く成果の公表がない場合は、次のフェーズへの参加を ご遠慮いただくことがあります。



2. データ利用目的

以下の研究内容に含まれる内容であれば、参加申込み時に記入して頂いた内容以外でも利用できます。

研究会全体の研究目的

#	研究内容
1	家庭からの温室効果ガス排出量に影響を及ぼす構造的な要因の把握
2	シミュレーション、モデリング等のエネルギー需給の推計手法ならびに将来シナルオの開発等に関する検討
3	エネルギー需給等の地域的或いは季節的・経年的な変化の分析
4	温暖化対策等の環境政策の定量的な評価

3. 成果の公表方法

環境省へ提出した利用申請書では「成果の公表方法」として、「学会、研究会で発表(学会名:エネルギー資源学会)」として申請していますので、成果発表の場は、当学会での発表を優先してください。 (特にデータ利用後最初の発表は、当学会で行って頂くようお願いします。)

4. 成果発表時の留意点

- (1) 調査対象が特定できる可能性のある図表は公表しないで下さい。
- (例)10未満の母集団から作る図表、全体の90%超のセルが含まれる度数表、 残差の自由度が10未満の回帰式
 - *詳細は「オンサイト利用における分析結果等の提供に関する標準的なチェック内容の解説と例」 (独法)統計センターを参照ください。(URL: onsite_check.pdf (e-stat.go.jp))
- (2) 環境省からのデータを利用したことの明示 論文の最後に謝辞欄等で、環境省の家庭CO2統計のデータを利用したことを明記して下さい。 また、共著者が本研究会のメンバーでない場合には、生データの取扱いは皆様方のみで行った旨を

記載して下さい。(環境省から依頼です。事務局への謝辞は不要です。)



- 5. その他留意点
- (1) 学生・院生の利用

本研究会のデータ利用は、統計法第33条第1項第2号に定める「公的機関(環境省)が政策の企画、立案等に有用であると認め、公的機関(環境省)による情報の利用と同等の公益性を有する研究」として行っています。このため、現時点では、学部学生・院生による本データの利用は認められていません。学部学生・院生が本データを利用して研究発表等を行う場合には、別途、個別案件として(独法)統計センターに利用申請を行って下さい。(統計法第33条の2第1項に定める一般利用のスキーム、有料)

(2) 公表データの二次利用

本研究会のメンバーが研究発表会等で発表した図表等については、出所を明記することで二次利用することができます。利用者は作成した統計に関する著作権等を主張できないことになっています。 (利用規約第17条、著作権法第32条、第48条)

(ご参考) 調査票情報の提供にかかる統計法の規定



(環境省資料)

	第33条第1項第2号	第33条の2第1項	
提供の要件	行政機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者当該総務省令で定める統計の作成等 ①公的機関からの委託研究・公的機関との共同研究 ②科研費等の競争的資金を獲得して行われる調査研究 ③公的機関が政策の企画、立案等に有用であると認め、公的機関による情報の利用と同等の公益性を有する研究	統計調査に係る調査票情報を学術研究の発展に資する統計の作成等、相当の公益性を有する統計の作成等 ①学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等 ②高等教育の発展に資すると認められる統計の作成等	
利用者の範囲	大学(ただし、 <u>原則、学生は除く</u>)・ 公益法人・ <u>民間企業</u> 等の研究者等 (必要最小限の者)	大学(学生も可。ただし、申出者が 高等教育機関に所属する正規の教 員)、公益法人等	
	利用者まとめての申請が可能	個別申請が必要	



	第33条第1項第2号	第33条の2第1項		
手数料	なし	あり (調査票情報の提供に要する時間 単価(4,400円/h)、調査票情報の提 供方法の区分に応じた費用及び送 付に要する費用により算定)		
提供時 の公表 事項	調査票情報の利用者の氏名等の公表を行う必要あり 【公表する事項】 ・調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称 ・提供した調査票情報に係る統計調査の名称 ・調査票情報を提供した年月日 ・調査票情報の提供を受けた者(個人に限る。)の職業、所属等 ・調査票情報の利用目的			
利用者 の義務	法第42条第1項の適用を受けて調査票情報を適正に管理する義務を負うこと、法第43条の適用を受け守秘義務が課せられること並びに法第57条第1項第3号及び法第59条第2項の罰則の適用がある。			
利用後 の措置	報告書、調査票情報に係る管理簿を提出、調査票情報媒体の返却			

調査票情報の提供に係る利用規約

令和元年 10 月 21 日環境省総合環境政策統括官決定

(総則)

- 第1条 調査票情報の提供を依頼しようとする者(以下「申出者」という。)及び当該申出により調査票情報を取り扱う全ての者(以下「利用者」という。)並びに調査票情報の提供を行う環境省(以下「提供者」という。)は、この規約に基づき、依頼書等(調査票情報の提供に係る申出書及び添付書類並びに調査票情報の提供を求める依頼書及び添付書類をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この規約及び依頼書等を内容とする利用契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 申出者は、調査票情報の提供を求める依頼書を提出するとともに、提供者は、調査票情報の提供を求める依頼書に記載された調査票情報を貸与するものとする。
- 3 調査票情報を提供するために必要な一切の手段については、統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)、統計法施行令(平成20年政令第334号)、統計法施行規則(平成20年総務省令第145号)、本規約及び依頼書等に特別の定めがある場合を除き、提供者がその責任において定める。
- 4 この規約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して利用者と提供者で用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通 貨とする。
- 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 7 この契約に係る一切の紛争(裁判所の調停手続を含む。)については、日本国の東京地 方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(管理)

- 第2条 利用者は、提供を受けた調査票情報を提供者に返却するまで、法令及び依頼書等に 則り善良な管理者の注意をもって適正に管理するものとする。
- 2 前項の規定は調査票情報を用いて生成した中間生成物についても同様とする。

(利用の制限)

- 第3条 利用者は、調査票情報の利用に当たり、次の各号に掲げる制限を受けるものとする。
 - 一 調査票情報は依頼書等に記載した範囲内での利用に限定し、依頼書等に記載のない第 三者への譲渡、貸与その他の方法により利用させないこと。
 - 二 調査票情報を用いて、特定の個人や事業所等を識別するような研究等を行わないこと。

(作業委託)

- 第4条 申出者は、調査票情報を利用した統計の作成又は統計的研究を行うに当たって必要な作業を、依頼書等に記載した受託業者等に行わせる場合には、当該受託業者等が行う調査票情報を適正に管理するための措置について事前に確認を行うとともに、当該受託業者等に対する必要かつ適切な監督を行い、作業終了後は速やかに調査票情報及び中間生成物を返却又は消去させなければならないものとする。
- 2 前項の受託業者等による再委託は認めないものとする。

(依頼書等の変更)

- 第5条 利用者は、自己の都合により履行内容、履行期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、提供者に申出を行い、承諾を得るものとする。
- 2 利用者は、依頼書等の記載内容に虚偽、不実があったことにより、提供者が理由を明示して依頼書等の変更を請求したときは、これに従わなければならない。
- 3 前2項の場合において、既に納付された手数料は返還しない。

(欠陥及び障害等)

- 第6条 利用者は、調査票情報の提供媒体を受領後、直ちにその媒体の物理的障害の有無等 について確認を行うものとし、確認の結果、読み取りエラー等の物理的障害を発見したと きは、直ちに提供者に申出るものとする。
- 2 前項において、利用者はデータの受領後14日以内に、提供者に対してデータファイル等 の交換を要求できるものとする。その際、利用者は提供者に当該データを返却し、提供者 が障害の有無を確認した上で交換に応じるものとする。
- 3 第1項の障害が提供者の帰責事由による場合、利用者からの返却及び提供者からの再送付に係る郵送費用は、提供者が負担する。

(調査票情報の提供状況の公表)

第7条 提供者は、申出者に調査票情報を提供したときは、法令に則り、調査票情報の提供 を受けた者の氏名又は名称等の事項をインターネットの利用その他の適切な方法により 公表するものとする。

(利用期間)

- 第8条 利用者は、調査票情報を依頼書等に記載した期間内のみ利用できるものとする。
- 2 前項において、期限を超えて調査票情報を利用する必要が生じた場合は、期限内に提供 者に利用期間の延長の申出を行い、提供者の承諾を得るものとする。
- 3 提供者は、利用者における利用期限が超過した場合(利用者があらかじめ延長の申出を 行い、承諾されなかった場合を含む。)、利用者に対し速やかに当該調査票情報等の返却 を求めるものとする。

(陛本)

- 第9条 利用者は、調査票情報の利用状況について提供者等が利用者に対して監査を行う場合、これを拒まないものとする。
- 2 前項の監査を行う場合、提供者等は監査を行う旨を必要に応じて事前に利用者に通知するものとする。

(履行期限の延長)

- 第10条 提供者は、天災地変その他の不可抗力により、契約の履行が遅延するおそれが生じたときは、利用者に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面を提出し、履行期限の延長を求めることができる。
- 2 利用者は、前項の申出があったときは、提供者と協議の上、履行期限の延長日数を定めるものとする。

(不可抗力等による紛失等)

- 第11条 利用者は、災害または事故により調査票情報を紛失した場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに提供者へ報告するものとする。
- 2 前項において、再度提供を希望する場合は、提供者と協議の上、手続等を行うものとする。
- 3 利用者は、前二項のほか、自らの不注意などにより調査票情報を紛失したり、調査票情報が漏洩していることが判明した場合、又はそのおそれがあることが判明した場合は提供者に報告し、その指示に従うものとする。

(利用後の処理)

- 第12条 利用者は、調査票情報の利用期間終了までに、ハードディスク、紙媒体等の調査票情報又は中間生成物を消去し、報告書(利用後の措置状況を含む。)及び調査票情報に係る管理簿を添えて、作成した統計又は行った統計的研究の成果を提出するとともに、提供を受けた電子媒体を提供者へ返却する。
- 2 利用者は、利用期間終了前に提供者が依頼書等の不実、その他利用者の帰責事由を明示して調査票情報の返却等を請求したときは、これに従わなければならない。
- 3 利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等真にやむを得ない事情により研究や 教育等の達成が困難となった場合は、速やかにその理由を報告書に記載し提供者に報告す るとともに、調査票情報を返却するものとする。

(成果の公表)

- 第13条 利用者は、調査票情報を利用して作成した統計又は統計的研究の成果を、申出書に 記載した方法により公表しなければならない。
- 2 前項による公表に際して、利用者は、調査票情報を基に利用者が独自に作成・加工した 統計等についてはその旨を明記し、提供者が作成・公表している統計等とは異なることを 明らかにする。
- 3 利用者は、期間内に第1項による公表ができない場合は、提供者にその理由及びその時点における成果を報告し、提供者が必要と認めた場合、公表に係る期間を延長できるものとする。
- 4 提供者は、前条第1項に基づき提出された報告書等に基づき、調査票情報を利用した成果について公表するものとする。この場合、利用者の権利利益を害することがないよう、第1項における利用者による成果の公表時期との調整を図るものとする。

(解除)

- 第14条 提供者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本契約を解除する ことができるものとする。
 - 一 利用者に本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った催告後もその行為が 是正されないとき
 - 二 利用者に重大な過失又は背信行為があったとき
 - 三 依頼書等の不実その他利用者の帰責により契約を解除することが適当と提供者が認めるとき
- 2 前項の場合において、既に納付された手数料は返還しないものとする。

(法令及び規約に違反した場合の措置)

- 第15条 利用者が法令及び本規約に違反したと認められた場合、法令に定める罰則のほか、 提供者は以下の措置を講ずるものとする。
 - 一 違反が認められた時点で利用者に対して調査票情報の速やかな返却、中間生成物の消 去を行わせ、以後の利用を中止させること。
 - 二 別表の各号に定める期間、調査票情報の提供、委託による統計の作成等及び匿名データの提供の申出を受け付けないこと。
 - 三 違反の情報を法に基づく統計調査を所管する全ての行政機関、指定独立行政法人等及 び当該機関から提供事務の委託を受けた独立行政法人統計センターで共有すること。
- 2 利用者が、他の行政機関又は、指定独立行政法人等から法第33条若しくは法第33条の2 に基づく調査票情報の提供、法第34条に基づく委託による統計の作成等による統計成果物 の提供又は法第36条に基づく匿名データの提供を受けている場合であって、当該提供に関する法令、規約又は契約に違反したと認められ、法令に定める罰則のほか、当該規約に定める措置が講じられた場合、提供者は本提供についても前項第一号の措置を講ずるものとする。
- 3 利用者は前二項の措置が適用されることを承諾するものとする。

(免責)

- 第16条 利用者が調査票情報を利用したことにより、何らかの不利益や損失を蒙る事態が 生じたとしても、提供者は利用者に対し一切の責任を負わないものとする。ただし、提供 者が本規約に違反した場合、あるいは、提供した調査票情報に提供者の故意又は重過失に よる瑕疵が認められた場合、利用者は提供者に対し手数料の返還を求めることができる ものとする。
- 2 利用者が調査票情報を用いて作成した統計等に関して、第三者との間で権利侵害等の 問題が発生した場合、提供者は一切の責任を負わないものとする。

(調査票情報を利用して作成した統計の所有権)

第17条 利用者は、提供を受けた調査票情報によって作成した統計についての所有権、意匠 権、著作権及び著作人格権を行使しないものとする。

(秘密の保全)

第18条 利用者及び提供者は、この規約の履行に関して知り得た相手方の秘密を相手方の同意なしに第三者に提供し又は他の目的に利用してはならない。ただし、法第55条に基づき、総務大臣からの報告の求めに応じる場合においては、この限りではない。

(その他)

第19条 利用者と提供者は、本規約に定めのない事項及び本規約に定める条項の解釈について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。

別表

措置要件	期間
① 期限までに調査票情報の返却等の措置を行わない	返却を行った日から、返却
場合	を遅延した期間に相当す
	る日数
② 承諾された利用環境以外の下で調査票情報の利用	当該認定をした日から1
を行った場合	か月以上9か月以内
③ 調査票情報を紛失した場合	当該認定をした日から1
	か月以上9か月以内
④ 調査票情報の内容が漏洩した場合	当該認定をした日から1
	か月以上12か月以内
⑤ 承諾された利用目的以外の利用を行った場合	当該認定をした日から1
	か月以上12か月以内
⑥ その他、法令違反、契約違反、国民の信頼を損なう	行為によって提供者が定
行為を行った場合	める期間